

アイセルシュラホール「ウエルカムラウンジ」出品要領

令和7年6月20日

藤井寺市商工会

1. 募集目的

令和7年4月にリニューアルオープンするアイセルシュラホール1階（藤井寺市立観光・歴史文化交流センター）「ウエルカムラウンジ」では、観光情報の発信のほか、地元産品やオリジナルグッズを提供し、地域の魅力を伝えることを目的とする。ついては「ウエルカムラウンジ」の適切且つ、効果的な運営を行うため出品に関する要領を下記のとおり定める。

2. 施設概要

- (1) 場所 アイセルシュラホール1階
(藤井寺市藤井寺3丁目1番20号)
- (2) 名称 ウエルカムラウンジ
- (3) 営業種目 物品販売、観光案内等
- (4) 営業時間 10:00～17:00
- (5) 休館日 毎週月曜日（月曜日が祝日の場合は翌日）及び年末年始
- (6) 運営者 藤井寺市商工会（以下「当会」という。）

3. 対象商品

出品の対象となる商品は、次に掲げるものをいずれか満たすものとする。

- (1) お土産物となる生鮮食品、加工食品、工芸品等
※冷蔵商品・冷凍商品・飲料水等も可
- (2) 藤井寺市ふるさと納税返礼品、大阪産（もん）等認定を受けている商品

4. 応募条件

- (1) 出品者は、藤井寺市及びその周辺の個人及び法人等とする。但し、当会及び藤井寺市（以下「市」という。）が認めた場合は、この限りではない。
- (2) 出品者は別紙1事業者登録申込書を申し込みの上、当会が承認した事業者とする。
- (3) 出品者、出品者の役員及び出品者の経営に事実上参加しているものが、暴力団（藤井寺市暴力団排除条例第2条第1号に規定する暴力団をいう。）の利益になり、又はそのおそれがあると認められる者でないこと。
- (4) 出品物は、別紙2取扱商品一覧により申込の上、当会が許可した商品とする。
- (5) 製造・販売に許可を要する加工食品等については許可書等を提出すること。
- (6) 出品物の配置については当会の指示に従うこと。
- (7) 消費期限等、商品の品質については出品者の責において管理すること。
- (8) 仕入れた出品物は認めない。但し、当会及び市が認めた場合は、この限りではない。
- (9) 出品物の販売価格については10円単位とすること。
- (10) 出品物は、所定のバーコードが貼付された商品とすること。
- (11) 出品物に対する苦情、トラブルは出品者が責任を負うこと。
- (12) 上記記載事項を厳守しない時は、出品を取り消す。
- (13) その他、上記に記載のない事項等については、当会と市の協議の上決定する。

5. 出品物の搬入出方法

- (1) 出品物は、出品者の自己責任において、搬入搬出を行うこと。
- (2) 搬入搬出は原則営業時間内に行うこと。
- (3) 駐車場スペースに限りがあるため、搬入搬出は速やかに行うこと。
- (4) 搬入搬出時は施設利用者の妨げにならないよう細心の注意を払うこと。
- (5) 当会より指示があった場合はその指示に従うこと。
- (6) 搬入搬出時の事故があった場合は出品者の責において解決に努めること。
- (7) その他、上記に記載のない事項等については、当会と市の協議の上決定する。

6. 精算及び手数料

- (1) 販売手数料は、当会において定める。
- (2) 販売代金は月末締めとし、手数料等を引いた上で、翌月の15日迄に出品者の指定する口座に振込むものとする。
- (3) 振込手数料については、三井住友銀行またはSMBC信託銀行に口座がある者は無料とし、それ以外の振込口座については、金融機関により定められた振込手数料とする。
- (4) (3)において振込手数料が当該月の振込金額を上回った場合は、翌月の販売代金に加算し振込むものとする。
- (5) その他、上記に記載のない事項等については、当会と市の協議の上決定する。

7. 申込について

- (1) 申込は随時申込を受付けるものとする。
- (2) 申込方法は別紙1事業者登録申込書及び別紙2取扱商品一覧を下記へメール又は持参にて提出すること。
- (3) 申し込み先はアイセルシュラホール1階 ウェルカムラウンジ内とする。
住所：〒583-0024 藤井寺市藤井寺3丁目1番20号
メール：yumepuraza1234@gmail.com

8. 出品審査及び許可の通知

- (1) 提出された書類により、審査の上決定する。
- (2) 審査にあたり出品者申込者からヒアリング等を行う場合がある。
- (3) 許可通知については、様式3出品商品許可書により通知する。
- (4) (3)により許可する場合であっても販売棚が満載の場合、棚が空き次第、当会より順次の案内とする。

9. 出品商品の取り扱い

当会は、出品商品を決定したときは、次に掲げる方法により当該商品の展示及び紹介を行う。

- (1) 商品陳列棚を活用し、POP等によりセールスポイントを強調し紹介する方法
- (2) 出品者によって作成したチラシ・フライヤー（ただしA5サイズ以下に限る。）により商品を紹介する方法。
- (3) (1)及び(2)を組み合わせて行う方法

1 0. 苦情、返品等の処理

- (1) 出品者は、消費者から出品物への苦情又は返品について、来館又は電話等による連絡で出品者の責任によるものと判断された場合、責任をもって対処を行う。
- (2) 前項の処理に要した費用は、全て出品者の負担とする。

1 1. 商品の盗難、事故による物損について

- (1) 出品物の盗難又は事故による不利益があった場合、当会は出品者に対して商品原価を弁償する。
- (2) 前項の事故は、当会又は市、来館者の過失による破損等を指す。

1 2. 商品の管理、撤去

- (1) 当会は、出品者に対し定期的に商品の販売状況をメールにより売上状況の報告を行う。
- (2) 当会は、消費・賞味期限切れやその他商品の傷み等により安全性の懸念があると判断した場合には、その商品を出品者の了解なしに撤去する場合がある。この場合、出品者は当会の指示により速やかに商品の引き取りを行うこと

1 3. 免責

当会は、自然災害、その他不可抗力による当会の責に帰することのできない理由で発生した損害について、その賠償の責を負わないものとする。

1 4. 商品陳列

出品商品の陳列は次のとおり行う。



商品陳列イメージ

1 5. その他

- (1) 上記全てに記載のない事項等については、当会の指示に従うこととし、従わない場合には、出品許可を取り消す。

- (2) 必要に応じ、大会が指定する書類の提出を求める場合がある。
- (3) その他、上記に記載のない事項等については、大会と市の協議の上決定する。